

司法書士

著書「Vマジック」をメインとした学習と講座の役割

LEC れっく 東京リーガルマインド



0 001921 263994

SU26399

著書「Vマジック」をメインとした学習と講座の役割
LEC 専任講師 森山和正

講師紹介

森山和正

早稲田大学法学部卒。大学3年生の11月に司法書士受験を思い立ち、LEC15ヵ月合格コースを受講し、8か月の学習で大学在学中に司法書士試験に合格。司法書士事務所・司法書士法人勤務を経て、2004年より受験指導を開始。科学的・合理的な学習法で、多くの短期合格者を輩出している。著書「ケータイ司法書士」は、累計28万部を超え、受験生の必読書となっている。

著書

「ケータイ司法書士Ⅰ～Ⅵ」

「森山和正の司法書士Vマジック」

「司法書士合格六法」（以上三省堂）

「司法書士試験解法テクニック 50」

「司法書士暗記のターゲット 100」

「森山式司法書士試験合格する勉強法 60」

「司法書士試験すぐに結果が出る勉強メソッド 55（共著）」（以上中央経済社）

をはじめ著書多数。

1. 本試験が要求するもの

(1) 総論

- ①法律の知識（正確な知識）
- ②解答力（得点力）

①⇒インプット

②⇒アウトプット

(2) 確実な合格のための目標

目標は確実合格することのできる得点

択一で確実に基準点を突破する

記述で上乗せに十分な得点を稼ぐ

2. 具体的学習法

(1) インプットから始める

- ・インプットなくしてアウトプットなし
- ・アウトプット中心の弊害

①網羅性がない

②体系性がない

③丸暗記に陥る

- ・年内にインプット先行

(2) インプットの際に気を付けること

- ・広く学習する
- ・理由付け
- ・理解をする
- ・思い出せるようにする
- ・試験に出る形で記憶する

(3) インプットにおける科目別のポイント

憲法	①条文（統治を中心に） ②判例（結論だけでなく審査基準などの理論も） ③憲法理論
民法	①条文（改正注意） ②判例 ③出題実績の少ない分野も軽視できない
刑法	①条文（構成要件など） ②判例（過去問論点が中心） ③過去問が重要
会社法・商法	①条文（改正点も） ②会社法は平成 18 年度以降の過去問、商法分野は古い過去問も
民訴・民執・ 民保・供託	①条文 ②理論 ③判例 ④過去問が重要
司法書士法	条文（過去問中心）
不動産登記法	①条文・先例（過去問中心・改正注意） ②総論分野も手を抜かない
商業登記法	①条文・先例 ②株式会社以外の分野も手を抜かない ・持分会社 ・一般法人 ・総論分野 ・個人商人等

(4) アウトプット

- ・過去問
- ・答練模試

(5) 過去問の使用方法

- ・はじめは読み物（ある意味インプット教材）
- ・解かないで読む（カンニング的利用法）
- ・解説は読まない
- ・テキストに戻る（関連事項を整理）
- ・キーワード・論理を押さえる（事例へのあてはめ力の養成）
- ・年明けは解答力の養成も

(6) 模試・答練の使用方法

- ・解答力を鍛える

①選択肢の読み方

②時間配分の練習

③難問が出題されたときの対処法

- ・ペースメーカーにする

①予習型

②復習型

(7) 記述式問題を解けるようにするために

- ・分析

①どうして記述式で点数がとれないのか

②そもそも記述式が苦手なのか

③どうして時間がかかるのか

- ・対策

①基礎知識の充実→問われているのは基本的な知識

②ひな形を確実に

③解法の習得→演習

3. 「Vマジック攻略講座」について

(1) 講座の趣旨

- ①丁寧なインプット
- ②幅広い出題に対応
- ③独学力の養成
- ④記述式問題の総合対策

(2) 講座の利用法

★予習型

- ・時間の講義部分の『Vマジック』を読む
- ・講義を聞く
- ・講義の復習
- ・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・復習問題を解く⇒復習サポート講義の活用
- ・『Vマジック』を読み直す

★復習型

- ・講義を聞く
- ・講義のポイントに注意しながら『Vマジックを読む』
- ・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・復習問題を解く⇒復習サポート講義の活用
- ・『Vマジックを読み直す』

(3) 具体的スケジュール

通学生 1

	月	火	水	木	金	土	日
午前						問題 B	答練・記 述 対 策 など
午後						読込 A	
夜	講義 A 3 時間	復習 A	問題 A	講義 B 3 時間	復習 B	読込 B	

通学生 2

	月	火	水	木	金	土	日
午前	予習 A	復習 A	記 述 の 解 法	予習 B	復習 B	答 練 な ど	やり 残 し の 確 認
午後		問題 A			問題 B		
夜	講義 A 3 時間	読込 A	ケ ー タ イ 暗 記	講義 B 3 時間	読込 B		ケ ー タ イ 暗 記

通信生 1

	月	火	水	木	金	土	日
午前						講義 A 3 時間	講義 B 3 時間
午後						復習 A	復習 B
夜	読込	読込	ケータイ暗記	ケータイ暗記	やり残しの確認	問題 A	問題 B

通信生 2

	月	火	水	木	金	土	日
午前	講義 A1 1 時間	講義 A2 1 時間	講義 A3 1 時間	講義 B1 1 時間	講義 B2 1 時間	講義 B3 1 時間	答練・記 述 対 策 など
	復習 A1	復習 A2	復習 A3	復習 B1	復習 B2	復習 B3	
午後	問題 A1 読込 A1	問題 A2 読込 A2	問題 A3 読込 A3	問題 B1 読込 B1	問題 B2 読込 B2	問題 B3 読込 B3	
夜	ケータイ暗記	ケータイ暗記	ケータイ暗記	ケータイ暗記	ケータイ暗記	ケータイ暗記	

令和 8 年度 午後第 19 問

イ 賃借権の設定の登記を申請する場合において、賃貸借契約に一定の時期に賃料の前払をする旨が定められているときであっても、その旨を申請情報の内容とすることはできない。

エ 建物の賃借権の設定の登記を申請する場合において、賃貸借契約に賃料の月額が「固定資産税評価額に 1000 分の 3 を乗じた額」と定められているときは、その旨を申請情報の内容とすることができる。

(2) 賃 料

【絶対的登記事項】

賃借権の設定登記において、賃料は、絶対的登記事項となっている（81 条 1 号）。

【明確性】

賃料の定めは明確なものでなければならない。登記記録を見ても具体的な賃料が読み取れないような定め方では、賃料が公示されているとはいえないからである。

「契約時から 3 年間は年 100 万円、4 年目からは年 60 万円とする」という定めは、時期に応じた賃料が明確であり、登記することができる（昭 41・9・29 民三 1010 号）。

「毎月の賃料は、固定資産税評価額に 20 分の 1 を乗じた額とする」という定め方は、登記することができる（昭 31・7・13 民甲 1597 号）。固定資産税評価額は、登記記録から読み取れず、不明確な定めのようなものであるが、公的な額であり、登録免許税を計算する場合の基準となる金額であることから、例外的に登記できることとしたものである。

「契約時から 3 年間は年 100 万円、4 年目以降は双方協議のうえ定める」という定めは、4 年目以降の賃料が登記記録から読み取れず、不明確なものであるため、登記することはできない（昭 41・9・29 民三 1010 号）。

【金銭で定めることの要否】

賃料は、金銭で定めなければならないわけではない。たとえば、賃料として、「甲土地を使用・収益する」とする定めを登記することができる（昭 41・4・15 民三 193 号）。

ただし、農地については、賃料は金銭で定めなければならない（農 21 条）。

【不動産ごとに定める必要性】

賃料は、不動産ごとに分けて定めなければならない、数筆をまとめて定めることはできない。よって、数個の不動産を目的として賃借権の設定登記を一括申請する場合であっても、賃料は不動産ごとに分けて記載しなければならない。

共同抵当権のような概念はなく、賃借権は不動産ごとに別個の権利として成立し、登記も不動産ごとに別々に実行されるからである。

(3) 賃料の支払時期

賃料の支払時期の定めは、任意的登記事項となっている（81条2号）。

一定の時期に賃料の前払いをする旨の定めがある場合には、その旨を賃料の支払時期の定めとして登記することができる（大判昭7・4・28）。

『森山和正の司法書士Vマジック4不動産登記法Ⅱ第3版』より

令和8年午前第28問 株主名簿に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株式会社は、株主名簿に株主が株式を取得した日を記載し、又は記録することを要しない。

イ 株式会社は、当該株式会社に代わって株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務を行うことを株主名簿管理人に委託するには、株主名簿管理人を置く旨を定款で定めなければならない。

ウ 株式会社は、株主から株主名簿の閲覧の請求があった場合において、当該請求を行う株主が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者であるときは、当該請求を拒むことができる。

エ 株式会社が株主に対してする通知は、当該株主が別に通知を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知していない場合には、株主名簿に記載し、又は記録した当該株主の住所に宛てて発すれば足りる。

オ 基準日を定める場合に株式会社が定める基準日株主が行使することができる権利の内容は、基準日から3か月以内に行使するものでなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

株主名簿には、以下の事項を記載または記録しなければならない（121 条）。

- ①株主の氏名または名称及び住所
- ②株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- ③株主が株式を取得した日
- ④株式会社が株券発行会社である場合には、株式（株券が発行されているものに限る）に係る株券の番号

①②の事項は当然であるが、③株主が株式を取得した日も記載事項であることに注意してほしい。株主の権利の中には「6 か月前から保有している」ことが要件となる権利などもあり、いつから株主であるのかも重要な情報なのである。

また、121 条に規定されている事項以外でも、以下の事項を記載・記録しなければならない。

- ⑤株式に質権を設定した者から、会社に対して、質権者の氏名または名称及び住所並びに質権の目的である株式を、株主名簿に記載または記録するように請求があつた場合の当該事項（148 条）
- ⑥株主から株券不所持申出があつた場合における、株券を発行しない旨の株主名簿への記載または記録（217 条 3 項）

ここでは、④と⑥に着目してほしい。株主に株券を発行しているか否かは、株主名簿を見ればわかるということである。

『森山和正の司法書士 V マジック 5 会社法・商法』第 3 版 P73

令和 8 年午前第 21 問

未成年後見に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。

イ 未成年者について未成年後見人があるときは、家庭裁判所は、更に未成年後見人を選任することができない。

ウ 未成年者に対して最後に親権を行う者が遺言で未成年後見人を指定し、その後死亡したときは、当該遺言で指定された者は、家庭裁判所の審判により、未成年後見人となる。

エ 破産者は、未成年後見人となることができる。

オ 未成年後見人は、親権を行う者が定めた未成年者の居所を変更するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

（後見人の欠格事由）第 847 条 次に掲げる者は、後見人となることができない。

- 一 未成年者
- 二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 三 破産者
- 四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 五 行方の知れない者

『森山和正の司法書士Vマジック』における本試験知識の説明の有無

※問題番号に○が付されているものが『Vマジック』掲載の知識で正解できた問題である

※ ページ数が記載されているものは、そのページで説明されていることを意味する

※ 直接は説明されていないが、基準などが記載されており、解答までとり着けると推測できるものにはかっこ書を付した（ただし、統計上は厳密に未掲載と同様に数えた）

※ 説明されていないものは空欄とした

※ 学習の便宜のため、すべて最新の版のページとなっている。

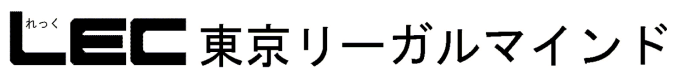
<午前の部>33問/35問

	ア	イ	ウ	エ	オ
第1問○	P164	P165	P165		P52
第2問○		P128	P133	P131	※P132
第3問○	P250	P250	P250	P250	P250
第4問○	I P43	I P44	I P43	II P50	
第5問○	I P103	I P89		I P97	I P99
第6問○	I P181	I P175	I P180	I P177	I P180
第7問○	I P264	※ I P264		I P245	I P287
第8問○	I 295	I P315	I P318	I P262	I P309
第9問×	I P329			I P327	
第10問○	I 343～344	I 343	I P354	I P353	I P344
第11問○	※ I P401	※ I P414	I P407	※ I P418	I P417
第12問○	I P441	I P442	I P443	I P447	
第13問○	I P486	I P479	I P485	I P488	I 488
第14問○	I P558	I P559	I P560	I P578	I P570
第15問○	I 601	I P603	※ I P474	I P603	I P603・608
第16問○	II P74	II P69	II P157	II P71	II P76
第17問○	II P215	※ II P213	II P217	II P217	II P218
第18問○	II P250	II P253	II P246	II P260	II 255
第19問○	II P330	II P336	II P333		II P335
第20問○	II P448	II P464	II P446	II P461	II P454
第21問○	II P490	II 490	※ II P489	II P490	
第22問○	II P511	II P514・543	II P512	II P519	II 521
第23問○	II P622	II P622	II P613	II P623	II P624
第24問○		P444	P442	P443	P312
第25問○	※P557	P556	P556		P556
第26問○	※P466	P506	P476	※P470	P477
第27問○	P345	P342	P355	P348	P343
第28問×	P73	P75			P76
第29問○	P114	P115	P247	P114	P121
第30問○	P187	P187	P186	P186	P186
第31問○	P240	P240	P241	P244	
第32問○	P390	P383・395	P393	P288	P439
第33問○	P437	P436	P124	P449	P546
第34問○	P533	P535	P534	P534	P535

第 35 問○	商登 P614	P753	P575	P573	P576
---------	---------	------	------	------	------

<午後の部> 31 問／35 問

	ア	イ	ウ	エ	オ
第 1 問○	P242		P243	P244	
第 2 問×		P228	P86		P87
第 3 問○	P162			P178	P179
第 4 問○	P215	P212		P215	
第 5 問○	P256	P260		P261	P261
第 6 問○	P426	P429	P444	P434	※P436
第 7 問○	P321	P323		P326	
第 8 問○	P589	P585・592	※P622	P606	P610
第 9 問○	P486	P471	P554	P488	P504
第 10 問○	P509	P515	P530	P523	P531
第 11 問○	P558	P566	P560	P574	P568
第 12 問○	※Ⅰ P29		Ⅱ P467	Ⅱ P494	Ⅱ P459
第 13 問○	※Ⅱ P466	Ⅱ P464	Ⅱ P466	Ⅱ P459	Ⅱ P489
第 14 問○	Ⅱ P171	Ⅱ P213	Ⅰ P461	Ⅱ P75	Ⅰ P135
第 15 問○	※Ⅰ P230	Ⅱ P394	Ⅱ P390	Ⅱ P398	Ⅱ P388
第 16 問○	Ⅰ P119	Ⅰ P291	Ⅰ P87	Ⅰ P165	Ⅱ P474
第 17 問○	Ⅱ P321	Ⅱ P320	Ⅱ P325	Ⅰ P328	Ⅰ P324
第 18 問○	Ⅱ P164	Ⅱ P158	Ⅱ P180	Ⅱ P176	Ⅱ P184
第 19 問×		Ⅱ P188		Ⅱ P187	Ⅱ P188
第 20 問○	Ⅱ P55	Ⅰ P50	Ⅰ P50	※Ⅱ P165	Ⅱ P106
第 21 問○	Ⅱ P147	Ⅱ P321	Ⅱ P151		Ⅱ P151
第 22 問○	Ⅰ P347	Ⅰ P361	Ⅰ P395	Ⅰ P473	Ⅰ P480
第 23 問○	Ⅱ P54	※Ⅰ P65		Ⅱ P88	Ⅱ P104
第 24 問○	Ⅱ P288	Ⅱ P413	Ⅱ P302	Ⅱ P304	Ⅱ P292
第 25 問○	Ⅱ P224	Ⅱ P222	Ⅱ P269	Ⅱ P225	※Ⅱ P218
第 26 問○	Ⅱ P507	Ⅱ P506	Ⅱ P508		
第 27 問○	Ⅱ P181	Ⅱ P296	Ⅱ P212	Ⅱ P261	Ⅱ P491
第 28 問○	※P630	P486	P280	P599	
第 29 問○		P424	会 P344	P418	
第 30 問×	※P627				P435
第 31 問○	P394	P234	P255	P245	P261
第 32 問○	P129	P137	P141	P127	
第 33 問○	P467	P467		P522	※会 403
第 34 問×	※P609	会 P363	※P261	※P459	
第 35 問○	※会 P408	P540			P544



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。

SU26399